

教育行政組織と予算



学校給食調理コンクール受賞献立

ごはん(久喜市産「彩のかがやき」)

牛乳 卵不使用ゼリーフライ

しめじとねぎのごまじょうゆ炒め

呉汁

1 久喜市教育委員会教育長・教育委員



教育長
柿 沼 光 夫



教育長職務代理者（委員）
諸 橋 美津子



委 員
山 中 大 吾



委 員
小野田 真 弓



委 員
渋 谷 克 美

職 名	氏 名	就 任 年 月 日
教 育 長	かき ぬま みつ お 夫 柿 沼 光 夫	平成 26 年 5 月 21 日 (現任期 令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)
教育長職務代理者 (委 員)	もろ はし みつ こ 諸 橋 美津子	平成 29 年 5 月 21 日 (現任期 令和 3 年 5 月 21 日～令和 7 年 5 月 20 日)
委 員	やま なか だい ご 山 中 大 吾	令和元年 5 月 21 日 (現任期 令和 5 年 5 月 21 日～令和 9 年 5 月 20 日)
委 員	お の だ ま ゆみ 小野田 真 弓	令和 2 年 5 月 21 日 (現任期 令和 6 年 5 月 21 日～令和 10 年 5 月 20 日)
委 員	しぶ や かつ み 渋 谷 克 美	令和 4 年 5 月 21 日 (現任期 令和 4 年 5 月 21 日～令和 8 年 5 月 20 日)

2 歴代教育長

代	氏 名	就 任 期 間
初	よし だ こう じ 吉 田 耕 治	自 平成 22 年 3 月 23 日 至 平成 26 年 5 月 20 日
2	かき ぬま みつ お 柿 沼 光 夫	自 平成 26 年 5 月 21 日 至 現 在 ※地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）に基づく新「教育長」としての期間は平成 27 年 4 月 1 日から。

3 歴代教育委員長

代	氏 名	就 任 期 間
初	こ ばやし のり お 小 林 徳 雄	自 平成 22 年 3 月 23 日 至 平成 22 年 5 月 20 日
2	かごしま きん え 鹿児島 金 衛	自 平成 22 年 5 月 21 日 至 平成 27 年 3 月 31 日 (平成 25 年 5 月 21 日～平成 25 年 5 月 22 日を除く)

※平成 27 年 4 月 1 日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）に基づく新教育委員会制度に移行したため、教育委員長職は平成 27 年 3 月 31 日をもってなくなりました。

4 歴代教育委員

氏 名	就 任 期 間
うち だ てい いち 内 田 貞 一	自 平成 22 年 3 月 23 日 至 平成 22 年 5 月 20 日
おお くま ふ み え 大 熊 芙美江	自 平成 22 年 3 月 23 日 至 平成 22 年 5 月 20 日
こ ばやし のり お 小 林 徳 雄	自 平成 22 年 3 月 23 日 至 平成 22 年 5 月 20 日
はや かわ ひろ あき 早 川 碩 明	自 平成 22 年 3 月 23 日 至 平成 24 年 5 月 20 日
よし だ こう じ 吉 田 耕 治	自 平成 22 年 3 月 23 日 至 平成 26 年 5 月 20 日
こ じま ひろ こ 小 島 博 子	自 平成 22 年 5 月 21 日 至 平成 23 年 5 月 20 日
かごしま きん え 鹿児島 金 衛	自 平成 22 年 5 月 21 日 至 平成 29 年 5 月 20 日

えの　もと　ひで　あき 榎　本　英　明	自　平成 22 年 5 月 21 日　　至　令和 3 年 9 月 30 日
たか　ぎ　まなぶ 高　木　学	自　平成 23 年 5 月 21 日　　至　平成 27 年 5 月 20 日
つば　い　き　よ　こ 坪　井　喜代子	自　平成 24 年 5 月 21 日　　至　令和 2 年 5 月 20 日
かき　ぬま　みつ　お 柿　沼　光　夫	自　平成 26 年 5 月 21 日　　至　平成 27 年 3 月 31 日※
か　のう　かず　や 狩　野　和　也	自　平成 27 年 5 月 21 日　　至　令和 1 年 5 月 20 日
もろ　はし　みつ　こ 諸　橋　美津子	自　平成 29 年 5 月 21 日　　至　現　在
やま　なか　だい　ご 山　中　大　吾	自　令和 1 年 5 月 21 日　　至　現　在
お　の　だ　ま　ゆみ 小野田　真　弓	自　令和 2 年 5 月 21 日　　至　現　在
し　ぶ　や　かつ　み 渋　谷　克　美	自　令和 4 年 5 月 21 日　　至　現　在

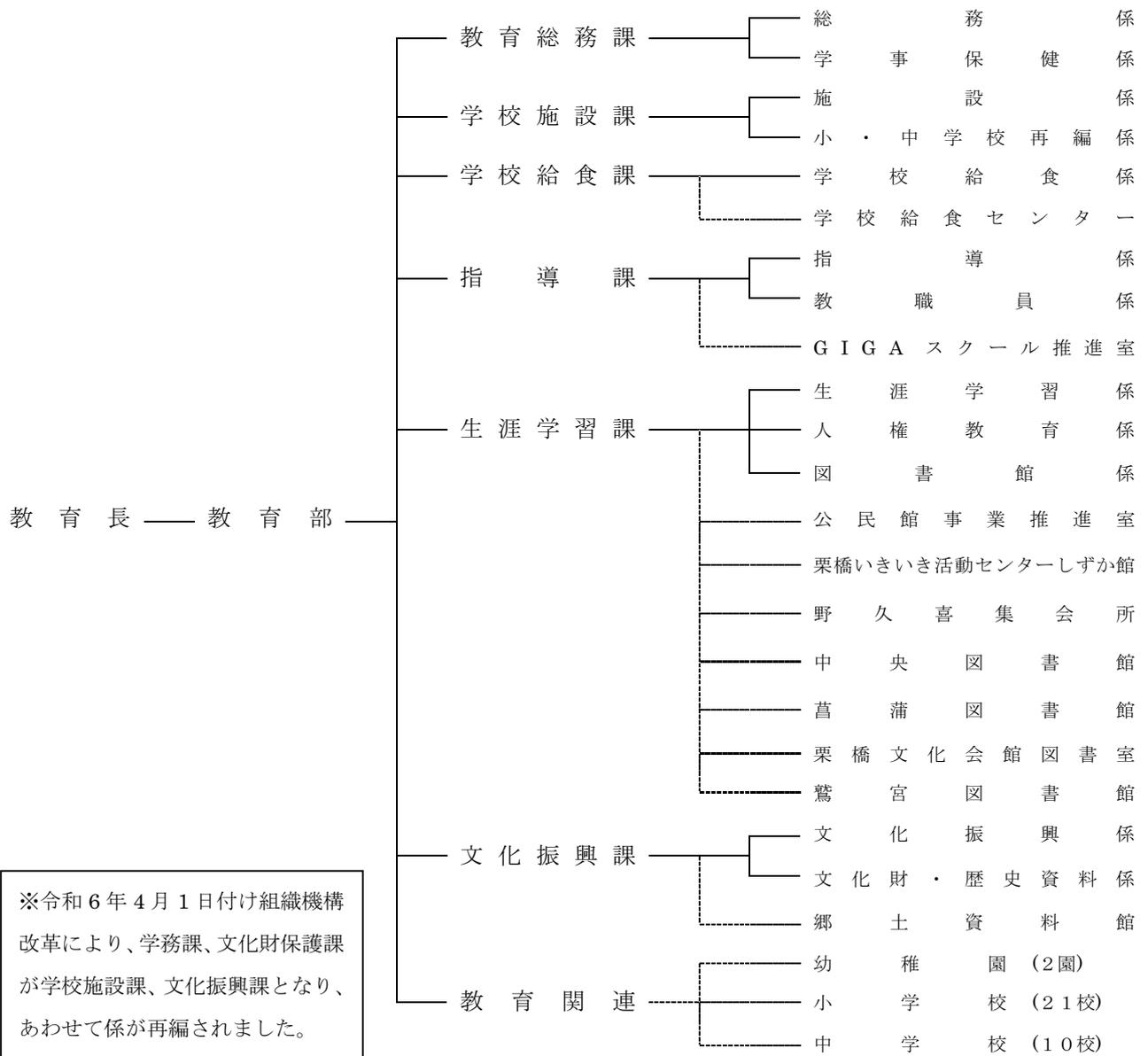
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）に基づく新教育委員会制度に移行したため、平成 27 年 4 月 1 日から教育委員の身分を有さない。

5 教育行政の沿革

- 平成 22 年 3 月 久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町が合併し、新「久喜市」が誕生。
- 平成 22 年 3 月 旧栗橋町いきいき活動センターハクレン館を新たに栗橋公民館として開館。
- 平成 25 年 7 月 第 1 期久喜市教育振興基本計画を策定。
- 平成 26 年 4 月 久喜地区とその他 3 地区で異なっていた小中学校の学期制を統一し、「新しい 3 学期制」を導入。
市立体育施設及び久喜市栗橋 B&G 海洋センターにおいて指定管理者制度を導入。
- 平成 27 年 4 月 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正施行され、教育委員長と教育長を一本化し、新「教育長」に旧制度の教育長であった柿沼光夫氏を任命。
- 平成 27 年 6 月 第 1 回久喜市総合教育会議を開催。市長が「久喜市教育大綱」を策定。
- 平成 27 年 11 月 全ての小中学校の校舎及び屋内運動場の耐震補強工事が完了。
- 平成 27 年 6 月 全ての小学校で放課後子ども教室（ゆうゆうプラザ）が開設。
- 平成 27 年 9 月 久喜市栗橋町史編さん事業完了（予定していた編さん物をすべて刊行）。
- 平成 28 年 4 月 太東中学校、太田小学校、久喜東小学校に学校運営協議会を設置。
- 平成 28 年 6 月 全ての小中学校の教室にエアコンを設置し、一斉稼働。
- 平成 29 年 4 月 全ての小中学校が学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとなる。
- 平成 30 年 3 月 第 2 期久喜市教育振興基本計画を策定。
- 平成 30 年 6 月 「本気・本樹の学力向上プロジェクト」の一環として、全ての中学校に放課後無料学習の場「くき本樹塾」を設置。
- 平成 31 年 4 月 市立幼稚園（中央幼稚園・栗橋幼稚園）において 3 歳児からの保育を開始。
第 3 子以降への学校給食費補助を開始。
中学 3 年生への英語検定受験料補助を開始。
市立図書館において指定管理者制度を導入。
- 令和元年 10 月 幼児教育・保育の無償化がスタート。
- 令和 2 年 2 月 新型コロナウイルス感染症防止のため、全国の小中学校で一斉臨時休業（久喜市は、3 月 2 日～3 月 26 日、4 月 8 日～4 月 19 日、5 月 7 日～5 月 31 日実施）。
- 令和 2 年 3 月 市立図書館において「久喜市電子図書館」サービスを開始。
新型コロナウイルス感染症防止のため、市内公共施設において、臨時休館または条件付き利用を実施（久喜市新型コロナウイルス対策本部会議にて方針決定）。
- 令和 2 年 4 月 全国的にも、いち早く ICT を活用したオンライン授業等を実施している市として、新聞やテレビの取材を多数受ける。
- 令和 3 年 2 月 国の GIGA スクール構想に基づき、児童生徒一人一台の ICT 機器（タブレット端末）の整備が完了。
- 令和 3 年 4 月 Google 認定教育者と ICT 専門官を配置した「GIGA スクール推進室」を指導課内に設置。
- 令和 3 年 4 月 江面第一小学校と江面第二小学校を統合し、新「江面小学校」が開校。
- 令和 3 年 6 月 全ての普通教室に大型提示装置を設置。
- 令和 3 年 7 月 「Google for Education パートナー自治体プログラム」に参画。
- 令和 3 年 8 月 新「久喜市立学校給食センター」が稼働。
新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中につき、「感染防止対策を徹底し、登校による学習を基本としつつ、オンラインによる学習を組み合わせたハイブリッドな

- 教育活動」を実施（8月31日～9月17日分散登校実施）。
- 令和3年9月 オンライン授業実施時の児童生徒の出席の取り扱いについての基本方針を小中学校長宛てに通知（内容：児童生徒が非常時等に実施したオンライン授業に参加し、学習成果が認められる場合、「出席扱い」とする）。
- 令和4年2月 中学3年生を対象として、新型コロナウイルス感染症防止（受験対策）のため、オンライン授業を実施（2月14日～22日）。
- 令和4年3月 鷺宮総合支所5階に生涯学習施設「まなびすぽっと」が開所。
- 令和4年4月 菖蒲中学校と菖蒲南中学校を統合し、新「菖蒲中学校」が開校。
上内小学校は小規模化が著しく、教育活動に課題が生じていることから休校とし、同校の児童は鷺宮小学校へ通学。
久喜市共同オンライン分教室（略称：KDX分教室）を設置。
砂原小学校と久喜中学校がIntel社から実証校指定されたことに伴い、「Intel STEAM Lab」を設置。
スポーツに関する事務が市長部局の所管となる。
- 令和4年10月 『マンガふるさとの偉人 久喜地域の人を育てた中島撫山先生』を発行。
- 令和4年11月 「全国ICT教育首長協議会会長賞」及び「日本視聴覚教育協会会長賞」を受賞。
「久喜市ジュニアICTリーダー育成プロジェクト」が開始。
- 令和5年1月 新型コロナウイルス感染症対策を講じ、市内3会場4地区ごとに「二十歳の成人式」を開催。
- 令和5年2月 「本多流洗沁洞（高木道場）弓道場」及び「本多流洗沁洞（高木道場）的場」の2件が国の登録有形文化財（建造物）となる。
- 令和5年3月 第3期久喜市教育振興基本計画を策定。
- 令和5年4月 各公民館がコミュニティセンターとなり、管理が市長部局の所管となる。
公民館事業を担当する「公民館事業推進室」を生涯学習課内に設置。
- 令和5年7月 学校給食調理コンクールのテーマ献立部門において「埼玉県学校栄養士研究会会長賞」を受賞。
- 令和5年11月 鷺宮東中学校における大規模改造工事が完了。
- 令和6年1月 学校での教育DXに向け積極的に取り組んでいる自治体として「教育DX推進自治体表彰2023」を受賞。
全国ICT教育首長サミット第6回ICT教育アワード「経済産業大臣賞」を受賞。
- 令和6年4月 市内全中学校に「校内教育支援センター」を設置。
- 令和6年5月 久喜市立図書館の新たなサービスとして、オンライン利用登録、LINE連携、WEBレファレンスなどを開始するとともに、セルフ貸出機・返却機等の導入及びコンビニ返却スポットを新設。
- 令和6年6月 移動図書館サービスを開始。
「木彫額（地固め） 嶋村俊明作」が市指定文化財となる。

6 事務局組織



※令和6年4月1日付け組織機構改革により、学務課、文化財保護課が学校施設課、文化振興課となり、あわせて係が再編されました。

7 事務分掌

◎教育総務課

- (1) 教育委員会会議に関すること。
- (2) 教育委員会規則等の制定改廃に関すること。
- (3) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会の重要な施策の総合調整に関すること。
- (5) 教育予算の総括に関すること。
- (6) 事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事に関すること。
- (7) 文書の收受及び発送に関すること。
- (8) 公印の管理に関すること。
- (9) 儀式及び表彰に関すること。
- (10) 調査、統計及び広報に関すること。
- (11) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。
- (12) 教育行政に関する相談の受付に関すること。
- (13) 部の庶務に関すること。
- (14) 通学区域に関すること。
- (15) 児童生徒の就学に関すること。
- (16) 学齢簿の編成保管に関すること。
- (17) 学級編制に関すること。
- (18) 就学援助費に関すること。
- (19) 特別支援教育就学奨励費補助に関すること。
- (20) 障がい児通学費補助に関すること。
- (21) 市立幼稚園の入園許可に関すること。
- (22) 市立幼稚園の保育料に関すること。
- (23) 市立幼稚園及び私立幼稚園における幼児教育の無償化に関すること。
- (24) 市立幼稚園の庶務に関すること。
- (25) 私立幼稚園の補助に関すること。
- (26) 業務員に関すること。
- (27) 教科用図書は無償給与に関すること。
- (28) 入学準備金及び奨学金に関すること。
- (29) 通学路に関すること。
- (30) 児童生徒の安全に関すること。
- (31) 学校その他教育機関の保健、環境衛生及び安全に関すること。
- (32) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (33) 児童生徒の健康管理に関すること。
- (34) 教材教具等の整備に関すること。
- (35) 学校に係る予算の執行に関すること。

◎学校施設課

- (1) 学校施設の維持管理及び修繕に関すること。
- (2) 学校施設に係る工事の設計、施工及び監督に関すること。

- (3) 学校施設の整備計画に関する事。
- (4) 学校用地の取得計画に関する事。
- (5) 学校施設台帳の整備保管に関する事。
- (6) 学校施設における工作物等の設置承認願に関する事。
- (7) 学校管理備品の整備に関する事。
- (8) 小・中学校の適正規模・適正配置に関する事。
- (9) 学校に係る予算の執行に関する事。

◎学校給食課

- (1) 学校給食の運営に関する事。
- (2) 学校給食の衛生管理に関する事。
- (3) 学校給食費に関する事。
- (4) 学校給食施設に関する事。
- (5) 学校給食に係る予算の執行に関する事。
- (6) 公印の管理に関する事。

○学校給食センター

- (1) 給食計画に関する事。
- (2) 献立作成等の栄養管理に関する事。
- (3) 給食用食材の購入、出納及び管理に関する事。
- (4) 給食調理に関する事。
- (5) 給食配送に関する事。
- (6) 学校給食費に関する事。
- (7) 給食センターの施設及び設備の維持管理に関する事。
- (8) 給食センターの衛生管理に関する事。
- (9) 久喜市立学校給食センター運営委員会に関する事。
- (10) その他の学校給食に必要な業務。

◎指導課

- (1) 学校教育の指導及び助言に関する事。
- (2) 教職員の研修に関する事。
- (3) 教科用図書採択に関する事。
- (4) 教育相談及び久喜市障がい児就学支援委員会に関する事。
- (5) 県費負担教職員の人事に関する事。
- (6) 県費負担教職員の調査等に関する事。
- (7) 教職員の福利厚生に関する事。
- (8) 学校に係る予算の執行に関する事。
- (9) 教育センターの整備に関する事。
- (10) 学校における教育の情報化に関する事。
- (11) 学校情報ネットワークに関する事。
- (12) 学校の情報セキュリティーポリシーに関する事。
- (13) 学校における ICT 環境の整備に関する事。
- (14) 学校における ICT 機器の活用及びその支援に関する事。

◎生涯学習課

- (1) 社会教育の企画及び調査に関すること。
- (2) 社会教育関係委員会の会議に関すること。
- (3) 社会教育関係団体の指導育成に関すること。
- (4) 青少年、婦人教育及び成人教育に関すること。
- (5) 生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備に関すること。
- (6) 視聴覚教育に関すること。
- (7) 人権教育に関すること。
- (8) 栗橋いきいき活動センターしずか館に関すること。
- (9) 市立図書館の管理及び運営に関すること。
- (10) 公印の管理に関すること。
- (11) 生涯学習施設に関すること。
- (12) 公民館事業に関すること。

◎文化振興課

- (1) 文化振興に関すること。
- (2) 文化団体に関すること。
- (3) ユネスコ活動に関すること。
- (4) 文化財保護審議会に関すること。
- (5) 文化財の保護に関すること。
- (6) 文化財の調査に関すること。
- (7) 文化財愛護思想の普及に関すること。
- (8) 市(町)史編さんに関すること。
- (9) 本多静六博士の顕彰に関すること。
- (10) 郷土資料館に関すること。
- (11) 資料の収集、整理及び保管に関すること。
- (12) 資料の寄贈及び寄託に関すること。
- (13) 資料の利用許可に関すること。
- (14) 資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (15) 資料の利用に関する情報提供、相談、指導等に関すること。
- (16) 他の資料館、博物館、図書館、公民館、学校その他の関係機関、団体との協力に関すること。
- (17) 公印の管理に関すること。
- (18) 資料の展示及び利用に関すること。
- (19) 資料に関する解説書、目録、図書、研究報告書等の刊行に関すること。
- (20) 資料に関する講演会、講習会、研究会等に関すること。

○郷土資料館

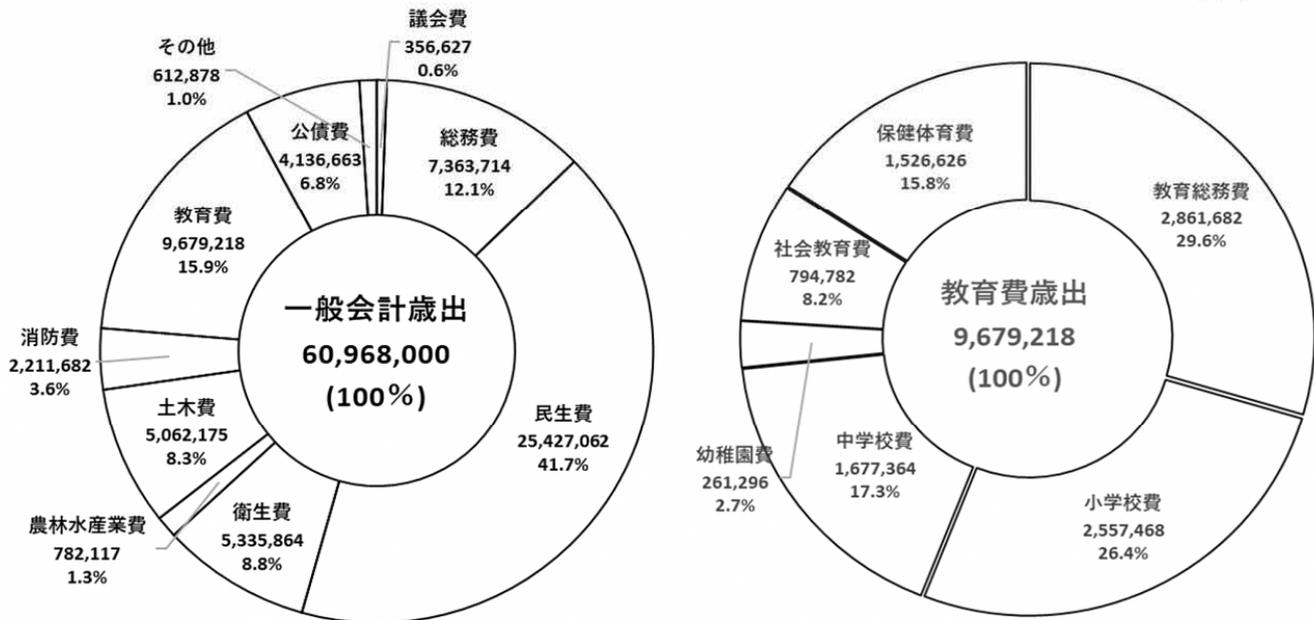
- (1) 資料の収集、整理及び保管に関すること。
- (2) 資料の展示及び利用に関すること。
- (3) 資料の利用に関する情報提供、相談、指導等に関すること。
- (4) 資料に関する専門的及び技術的な調査研究に関すること。

- (5) 資料に関する解説書、目録、図録、研究報告書等の刊行に関すること。
- (6) 資料に関する講演会、講習会、研究会等に関すること。
- (7) 他の資料館、博物館、図書館、公民館、学校その他の関係機関、団体との協力に関すること。
- (8) 資料の寄贈及び寄託に関すること。
- (9) 資料の利用許可に関すること。
- (10) その他資料館の事業に関すること。

8 教育予算

(1) 令和6年度 一般会計予算歳出及び教育費の内訳

(単位:千円)



(2) 児童・生徒一人当たりの教育費(当初予算)

単位:千円・人、児童・生徒数は各年度5月1日現在

年度	小学校費			年度	中学校費		
	小学校費	児童数	児童一人当たり		中学校費	生徒数	生徒一人当たり
R4	878,902	6,795	129	R4	729,665	3,542	206
R5	848,073	6,698	126	R5	622,123	3,480	179
R6	2,557,468	6,654	384	R6	1,677,364	3,387	495

(3) 人口一人当たりの教育費(当初予算)

人口は各年度5月1日現在

年度	教育費	人口	人口一人当たりの教育費
R4	4,883,523	151,266	32
R5	4,677,088	150,814	31
R6	9,679,218	150,895	64